

とんだばやし認定調査通信（15号）



この特記事項の内容についてどう考えますか？

5-1. 薬の内服（介助の方法） 【判断に迷う特記事項の例】

施設の職員が管理し、手渡してあげて内服する。

「選択 全介助」

【判断に迷う点(気になる点)】

職員が管理をしているようだが、薬を口に入れる行為は自分でしているのか。

【定義】(調査員テキストより)

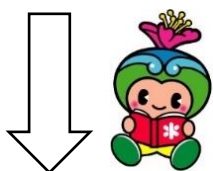
「薬の内服」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「薬の内服」とは、薬や水を手元に用意する、薬を口に入れる、飲み込む（水を飲む）という一連の行為のことである。

薬の内服が適切でないなどのために飲む量の指示等の介助が行われている場合は「一部介助」を選択する。

経管栄養（胃ろうを含む）などのチューブから内服薬を注入する場合も含む。

薬の内服がない（処方されていない）場合は、処方された場合を想定し、適切な介助の方法で選択します。



POINT !

薬を口に入れる行為を含め、全てに介助があれば「全介助」です。

今回の事例では、職員が管理し、手渡していますが、薬を口に入れるまでのすべての行為において介助をされているのか判断が付きません。

職員が管理を行い、渡してもらえば自分で口に入れて飲んでいる場合は「一部介助」となります。

【わかりやすい特記事項の例】「一部介助」

認知症があり薬の管理ができないため施設の職員が管理している。毎食後に職員が本人に薬と水を手渡すと、自分で薬を口に入れて内服している。



読み手に伝わりやすい特記事項の記入にご協力をお願いします。

※市町村によって解釈に違いがある場合もありますので、ご注意ください。